

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成22年度第1回会議
開催日時	平成22年8月4日（水曜日） 午前10時00分から午前11時50分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	委員：小藤田委員、町田委員、山田委員、米田委員 （欠席：森岡委員） 事務局：池田企画部長、柴原企画政策課長、横田企画部主幹、飯島スポーツ振興課長、福田スポーツ振興課係長、藤澤企画政策課主査、佐野企画政策課主任、山田企画政策課主任
議題	1 西東京市社会体育施設使用料についての諮問 2 事務手数料について 3 その他
会議資料の名称	資料1 施設概要 資料2 施設周辺地図、施設図面 資料3 平成22年度原価計算書（仮称）ひばりが丘野球場 資料4 平成22年度原価計算書（仮称）ひばりが丘テニスコート 資料5 新規施設使用料（案） 資料6 市内類似施設原価計算書 向台運動場A面 資料7 市内類似施設原価計算書 芝久保第2運動場 資料8 市内類似施設原価計算書 東町テニスコート 資料9 近隣市テニスコートおよび野球場の使用料比較表 市内民間テニスコートレンタル料金 資料10 ひばりが丘運動施設 野球場・テニスコート利用状況 資料11 事務手数料の改定に係る基本的な考え方について 資料12 事務手数料集計表 資料13 手数料原価計算書 資料14 近隣市手数料状況表 参考資料 平成22年度使用料等審議会スケジュール（予定）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input checked="" type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>議題1 西東京市社会体育施設使用料についての諮問</p> <p>○副市長： （米田会長へ諮問） 諮問内容： （仮称）ひばりが丘野球場の使用料を、1区分（3時間）4,500円で新設する。 （仮称）ひばりが丘テニスコートの使用料を、1面（2時間）1,200円で新設する。</p> <p>一般廃棄物処理手数料の改定について報告</p>	

○企画部長：

一般廃棄物処理手数料の改定について本年3月の議会審議経過を報告。

本審議会で答申いただいた案は「その他プラスチックを2円から1円」だったが、議会審議の中でさらに半額の0.5円、その他プラスチック以外も2円から1.5円に改定となった。

○委員：

財政的な影響はあるのか。

○企画部長：

財政的な影響額が、半年で5,700万円、通年で1億円を超える見込み。今年度については、交付税の増額分に対応できたが、今後に影響が考えられる。

○委員：

次回、改定した金額がわかる資料の提出をお願いします。

○事務局：

次回資料を提出する。

西東京市社会体育施設使用料について説明・審議

○飯島スポーツ振興課長：

(資料1～10に添って説明)

○委員：

UR都市再生機構の所有時は、使用料が団地居住者と居住者以外でわけていたが、市での管理後は使用料が一律に野球場は1,500円、テニスコートは600円になるのか。

○事務局：

使用料は一律になる。

○委員：

市民と市外の住民の使用料は一律か。

○事務局：

西東京市のすべてのスポーツ施設で、市内、市外居住者の使用料での区別はしていない。

○委員：

都市再生機構で管理するのと、市で管理するのとではどこが違うのか。

○事務局：

これまでは団地居住者のための福利厚生施設という位置づけだったが、今後は市のスポーツ施設となり、団地居住者が優先ではなくなる。施設形態については大きな変更は

ないが、テニスコートは、クレーコートから砂入人工芝に改修。管理棟を新たに設置する。

○委員：
新たに一部改修したうえで安く利用できるのか。

○事務局：
その通りである。

○委員：
この施設の政策目的があるのか。あるのであれば、使用料の配慮等は必要ないのか。

○事務局：
現状として、大人が使える野球場施設は向台公園A面のみで足りなかった。少年野球においても、硬式野球の練習ができる場所がなかった。テニスコートについても、近隣市に比べると少ない。そういう意味で今回市の施設となることの意義は大きいですが、スポーツ振興の促進や青少年の健全育成のため、使用料を下げるというような政策的なものはない。

○委員：
建物管理委託料が向台運動場と比べても高く、その内、野球場の樹木剪定の予算1,200万円とのことだが妥当なのか。

○事務局：
市内の同規模程度の市民公園と比較したが、乖離はない。

○委員：
1,200万円が常識はずれではないとの説明をお願いします。
公共料金の設定に際して、「ピークロードプライシング」の考えが必要ではないのか。

○事務局：
条例上の使用料の設定は、上限金額の設置を考えており、その範囲のなかで、指定管理者が経営状況等より判断し使用料金を設定をしている。

○委員：
指定管理者の方で「ピークロードプライシング」を導入することで、平日の利用効率を上げ、収益を増やすこともできるのではないのか。

○事務局：
屋外施設については、平日の昼間に活動できる方の多くが、高齢者の方等で、使用料を下げてでも利用効率アップに繋がらない。

○委員：

利用しづらくなったとの意見が周辺で聞かれるが、指定管理者ではなく、市直営ではできないのか。

○事務局：

できないわけではないが、指定管理者を導入したことは、正しかったと認識している。

指定管理者導入後に以前と比べてのモニタリング調査を年2回、利用者懇談会を年1回開催した状況を見ても、「受付の対応が良くなった」、「利用がし易くなった」との回答を得ている。また、市直営で管理した場合と指定管理者で管理した場合の比較で、約2億円の経費削減効果がでている。

○委員：

指定管理者の事業内容がわかる資料の提出をお願いします。
あわせて、歳入の資料の提出をお願いします。

○委員：

新しい施設で、原価計算書からすると、もう少し高い使用料設定でもよいのではないか。

○委員：

資料10からすると、野球場の利用率が50%となっているので、時間帯別に料金設定を変えるなど検討が必要ではないか。

○委員：

土地等の所有権は市に移るのか。管理棟等の将来的改修経費は原価計算書に含まれているのか。

○事務局：

所有権は都市整備機構のままだが、土地は無償で使用できる。また将来的な改修経費は算入されていないが、これは他の施設の使用料設定と同様の考え方によるものである。

○委員：

修繕費の具体的な内容はどのようなものか。

○事務局：

特に何かを直すとのことで、設定はしていない。

○委員：

駐車場はいつから使用が可能になるのか。

○事務局：

当初は23年度からを予定していたが、児童館等の施設工事の都合上、24年度からとなる予定。

○委員：

実際に現地を見たほうがわかると思うので、視察を次回お願いします。

議題2について

○事務局：

(資料11～14に添って説明)

○委員：

都市計画証明の設定額が高い2市について次回以降に説明をお願いします。

議題3について

○事務局：

今後のスケジュールについて説明。

次回は8月10日（火曜日）9時30分 田無庁舎3階庁議室で開催する。